

観光ルネサンス補助制度の手引き

平成17年6月30日

目次

| | |
|-----------------------|---------|
| ・観光ルネサンス制度の創設について | 3 ~ 6 |
| ・観光ルネサンス事業費補助金申請までの流れ | 7 |
| ・国の基本方針 | 8 |
| ・都道府県の「外客来訪促進計画」 | 9 ~ 12 |
| ・市町村の「地域観光振興計画」 | 13 ~ 17 |
| ・民間組織による「地域観光振興事業構想」 | 18 |
| ・民間組織による「地域観光振興事業計画」 | 19 ~ 22 |
| ・補助金申請の流れ | 23 ~ 31 |
| ・税制特例の概要 | 32 |
| ・国土交通省担当窓口 | 33 |

国際競争力のある観光地の整備に向けて

2010年までに訪日外国人旅行者数を1000万人に倍増させる、との政府目標を達成するためには、ビジット・ジャパン・キャンペーン等による海外への情報発信などと並行して、**訪日外国人をもてなす国内の観光地の魅力向上が急務**である。

近年の観光地を見ると、自治体の活動とは別に、観光カリスマなど、意欲の高い民間人の積極的な活動により活性化に成功している例が数多く見られる。そこで、今回、外客誘致法の改正により、**観光地の活性化に取り組む「民間」の活動を支援**する制度を新たに創設するなど、観光地の国際競争力の向上を促進する制度を創設する。

1. **観光地の活性化に取り組む民間の活動を支援する制度(観光ルネサンス事業等)の創設**

市町村は、単独又は複数で、地域の統一的な観光戦略である「地域観光振興計画」を策定。

同計画に沿って**観光地の活性化構想に取り組む民間の組織を、市町村が認定**。(エリア・ツーリズム・エージェンシー(ATA)と称する。) (民間の組織:公益法人、NPO、三セクなどを想定)

構想認定を受けた民間組織(ATA)が行う以下のような事業のうち、**国が認定したものについて、補助制度(観光ルネサンス補助制度)・税制優遇措置等**により支援。

ソフト事業の例

- ・外国人受入環境整備事業
(インターネットを活用した多言語情報発信等)
- ・観光産業構造改革事業
(地域ブランド商品の開発等)
- ・人材育成事業
(観光振興の推進役となる人材の育成)

施設整備の例

- ・歴史的建造物(古民家、酒蔵等)の買取・改修
- ・民間が運営する案内所、休憩所の整備
- ・民間施設(ホテル等)も表示した案内標識の整備
- ・民間による広場・ポケットパーク等の整備
- ・観光交流センターの整備



別府駅の外国人専用観光案内センター

国は、市町村自身が行うまちづくり事業等についても、「まちづくり交付金」等の活用により支援。

2. その他

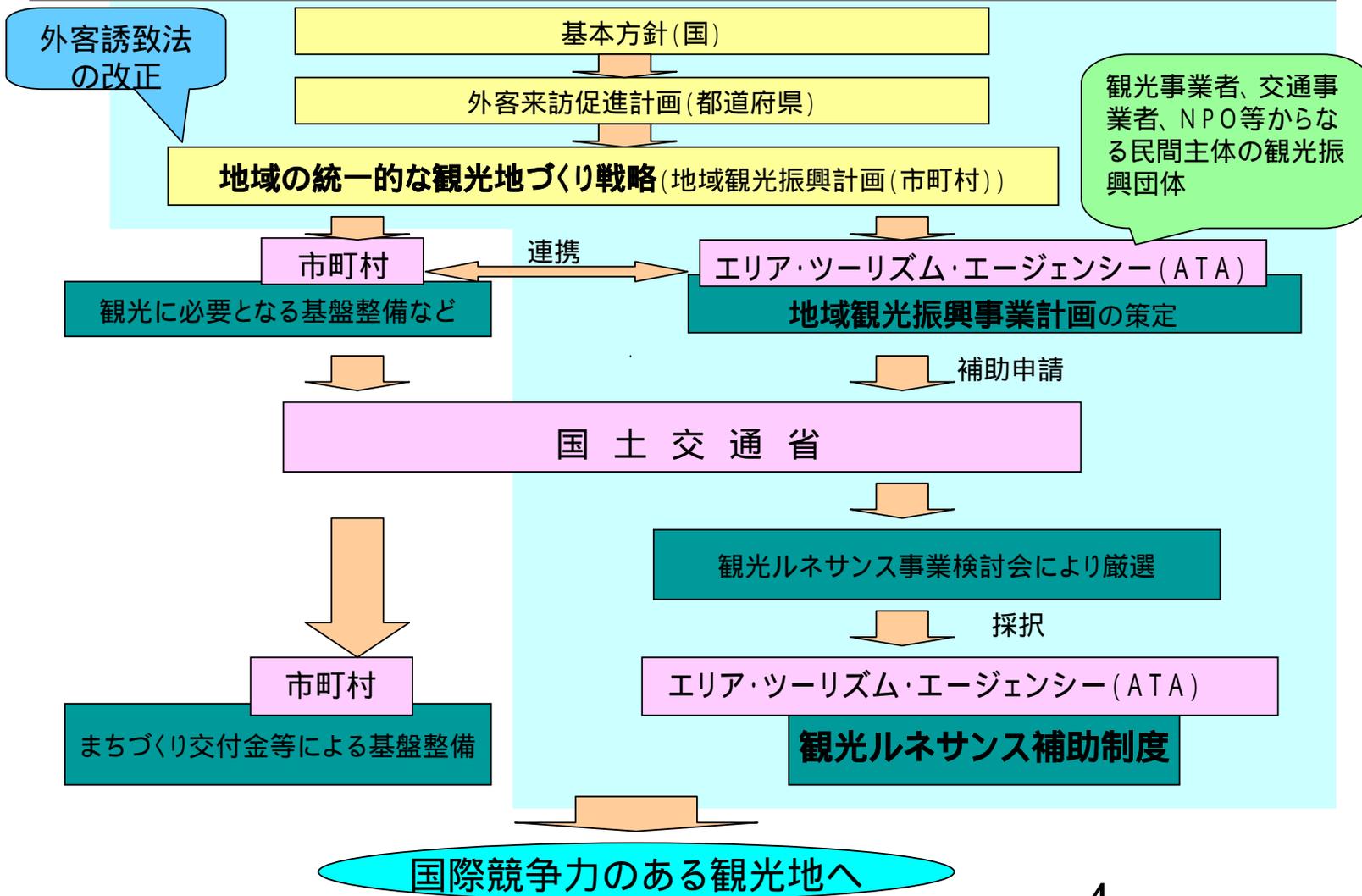
(1) **地域限定で通訳案内ができる特例制度の創設**

一定地域内で**有償で通訳ガイドを行える新たな免許制度を創設**し、都道府県が試験・免許を行えることとする。

(2) **観光地への円滑な移動に資する公共交通機関における外国人向け案内表示等の充実**

一定の公共交通機関等について、**外国人向けの案内表示整備計画の策定・実施義務**等の規定を設ける。

観光ルネサンス補助制度のスキーム



「国際競争力のある観光地の整備充実」イメージ

市町村が「地域観光振興計画」を策定し、行政と域内関係施設が総ぐるみで魅力ある観光地の整備や外客の一人歩きサポート体制を構築

県 外客来訪促進計画

【都道府県が取り組むべき事項】

- ・広域的な案内施設の整備
- ・地域限定通訳ガイド試験の実施
- ・通訳ガイドの人材育成研修の実施
- ・海外向けの観光プロモーション実施
- ・観光ミッションの派遣

ほか



4か国語の案内板

市 地域観光振興計画

【市町村が取り組むべき事項】

- ・外国語による市内案内板の整備
- ・公立施設における案内表示の充実
- ・歴史的な街並みの整備
- ・景観形成事業の推進
- ・アクセス道路等の整備
- ・電線類の地中化
- ・交流施設運営の3セク会社の設立
- ・医療機関での外客対応体制の構築

ほか

外客誘致数の
目標を設定

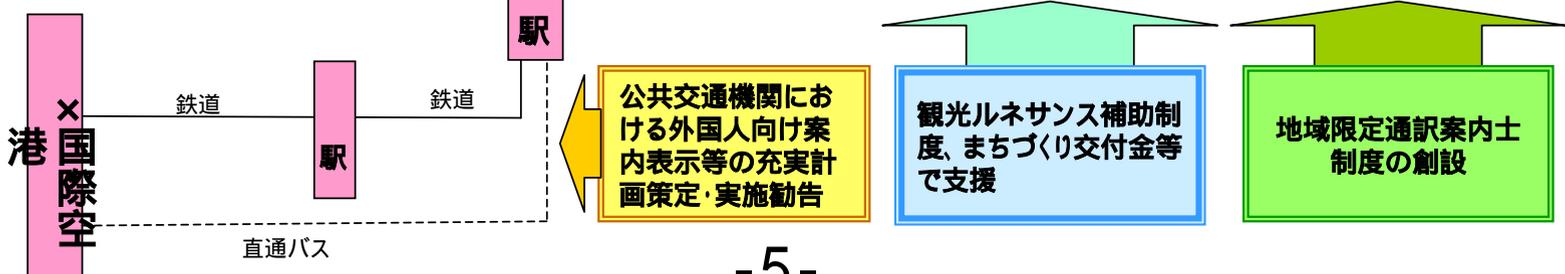


外国人専用観光案内カウンター

【地元の民間組織が取り組むべき事項】

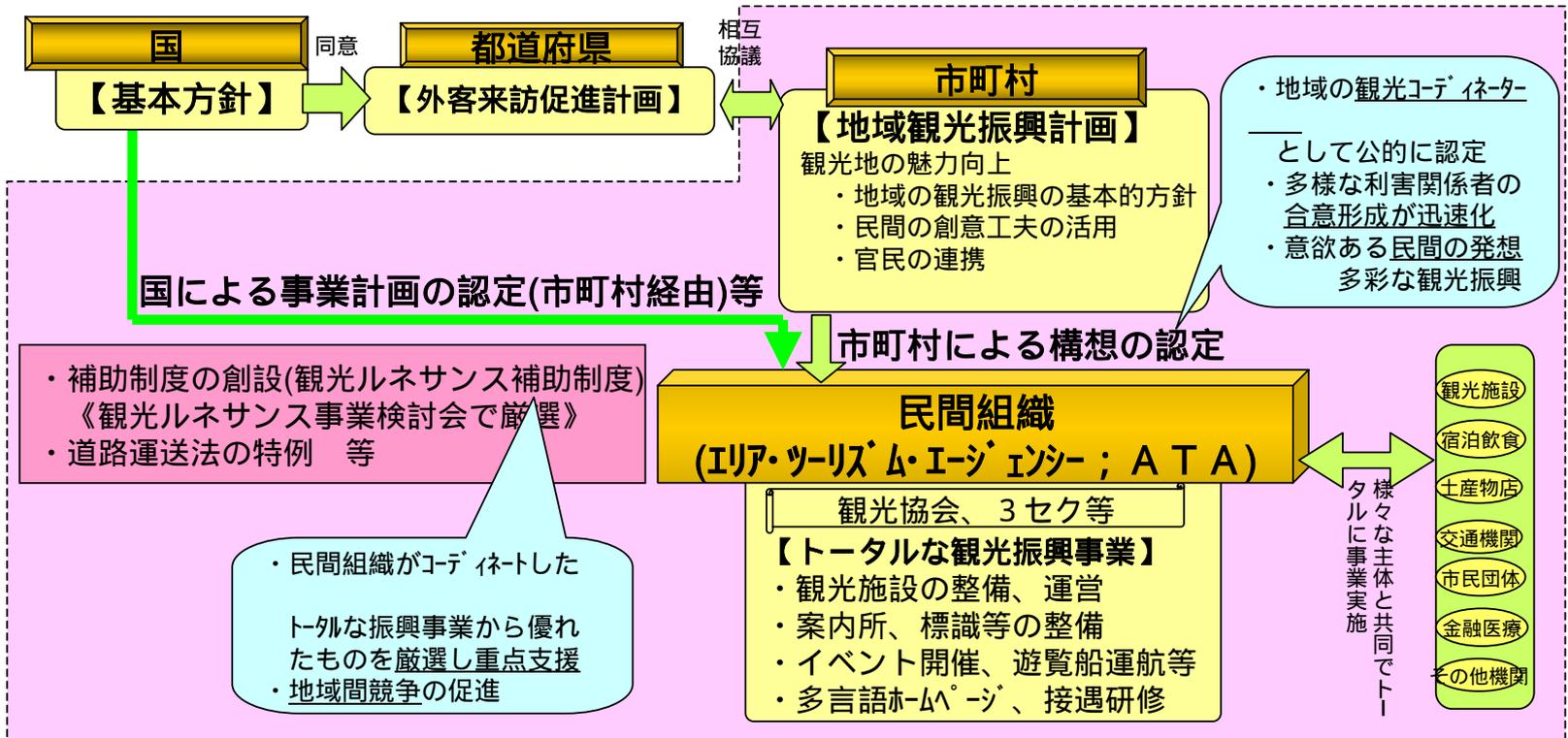
- ・古民家などの買取・修築
- ・体験施設や交流施設の整備
- ・外国語標識の整備、案内所の開設
- ・域内循環バスの運行
- ・観光従事者への接遇研修実施
- ・外国語のパンフやマップ作成・配布
- ・ボランティア通訳の組織化
- ・観光スポットでの通訳ガイドサービス提供
- ・外貨両替窓口の開設
- ・ATMでの海外クレジットカード取扱い
- ・観光イベントの開催
- ・情報端末の整備、ホームページの充実
- ・産業観光などの新たなツアー造成
- ・エコツーリズム・グリーンツーリズム等の推進

ほか

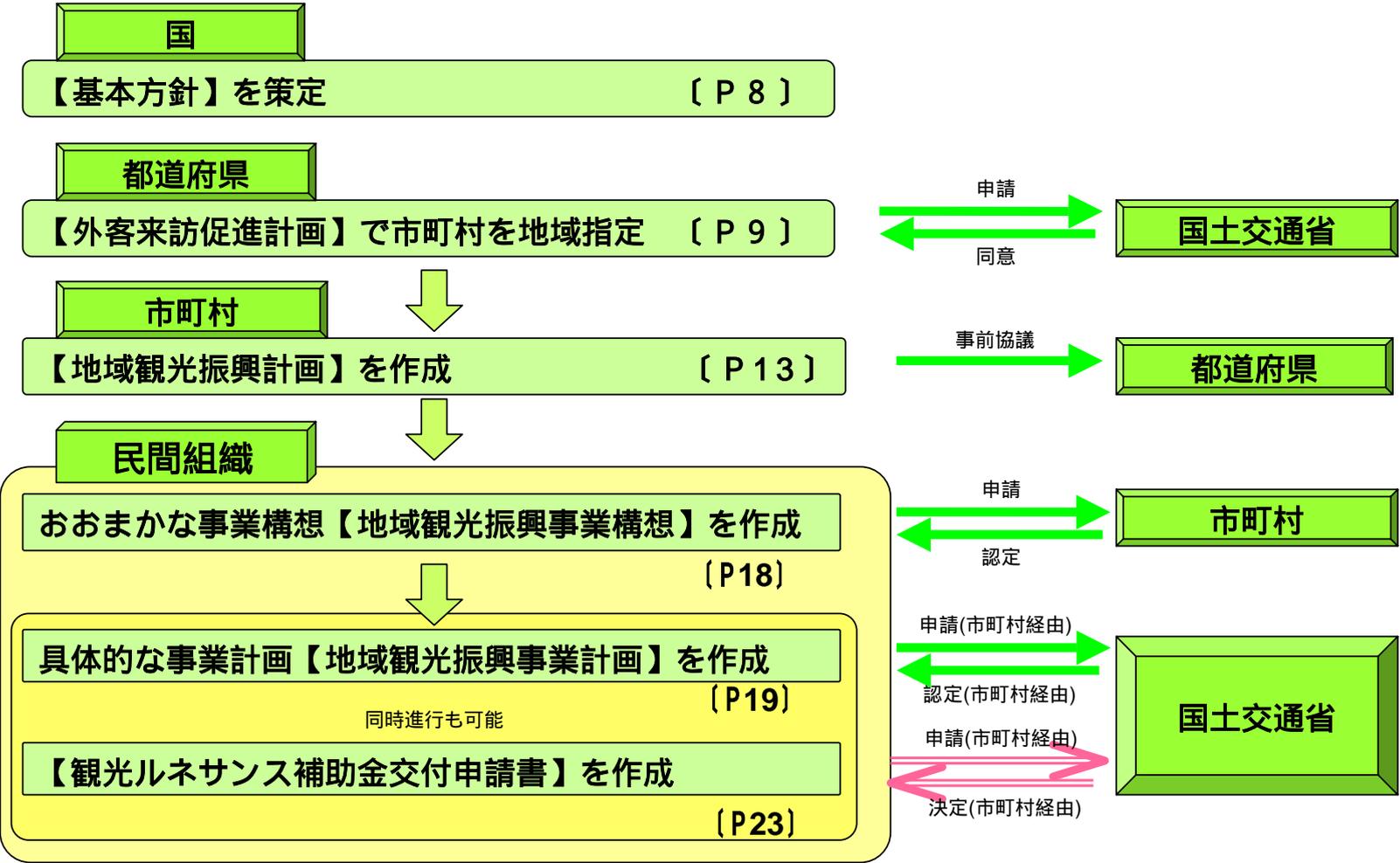


観光振興に取り組む民間組織に対する支援制度のあらまし

外国人観光旅客の来訪を促進するため、既存の外客誘致法(「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律」)を改正して、市町村による地域観光振興計画の作成、民間団体による地域観光振興事業の実施などの制度を創設し、観光地における外客誘致に向けた取り組みを支援するものである。制度の施行は平成17年夏頃を予定している。



支援制度の活用の際の主な手順



国が定める「基本方針」

国土交通大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する「基本方針」を定めることとなっている。都道府県の作成する「外客来訪促進計画」、市区町村の作成する「地域観光振興計画」、民間組織の作成する「地域観光振興事業構想、事業計画」は、この基本方針の趣旨に沿って作成することとなる。今般の法改正を踏まえた詳細な内容は、平成17年夏頃に告示する予定。

基本方針の内容

1. 外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項
2. 外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項
3. 地域観光振興事業の実施について指針となるべき事項
4. 外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に関する事項
5. 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項
6. その他

【注】「地域観光振興事業」

「地域観光振興事業」とは、今回の改正により新たに設けられた概念である。民間組織（公益法人、NPO法人、第3セクター等）であって、本制度に基づいてその地域で外国人観光旅客誘致に関する総合的な観光振興事業を行おうとする者が、単独で又は他の者と共同して実施する次の事業をいう。

教養文化施設その他の施設の整備・運営に関する事業

お祭り、各種イベント等の催しに関する事業

外国人をターゲットにしたバス事業、遊覧船事業等

海外向けの宣伝に関する事業

外国人の接遇の向上に関する事業（研修など）

その他

外客来訪促進計画（都道府県が作成）

都道府県は、域内への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（「外客来訪促進計画」）を定めることができる。この計画は、地域における外国人観光旅客の周遊ルートを設定するという意味を持っている。計画は、単独でも、複数の都道府県が連名で作成してもかまわない。作成するときは、関係市区町村と協議するとともに、国土交通大臣の同意を受けることが必要である。現在、全国で12の計画が策定されている。

現在計画が作成されていない東京、埼玉、千葉、茨城、大阪の各都府県内でルネサンス事業の補助制度を活用する場合は、各都府県でこの「外客来訪促進計画」が作成され、関係市町村が「外客来訪促進地域」として記載されていることが前提条件となる。

外客来訪促進計画に記載すべき内容

1. 外客来訪促進地域の区域
2. 宿泊拠点地区の区域
3. 外客来訪促進地域における観光ルート
4. 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針
5. 日本の歴史・文化の紹介に適した施設であって宿泊拠点地区での整備が適当と認められる施設として国土交通省令で定めるもの（「特定施設」）の整備を図る場合は、特定施設の種類、位置、規模等
6. 外客来訪促進地域の海外における宣伝の方針
7. 外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合は、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項等
8. その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

【注】

外客来訪促進地域

日本の歴史・文化の紹介に適した観光資源を有する、市区町村単位のエリアを指す。

宿泊拠点地区

国際観光ホテル整備法による登録ホテル・旅館が相当数存し、外国人の宿泊拠点となる市区町村単位のエリアを指す。

特定施設

登録ホテル・旅館と一体整備される以下の施設

- 一 日本文化の紹介・体験施設
美術館、工芸館、歴史館、伝統芸能演舞場、日本文化映像館、日本文化体験施設
- 二 地域文化等の理解増進に資する国際会議施設、保養施設
- 三 地域文化歴史活用施設

地域限定通訳案内士

都道府県の区域内でのみ、報酬を得て通訳案内を業として行うことのできる資格であり、都道府県知事がその試験の実施について外客来訪促進計画に記載し、国土交通大臣の同意を得た場合に、その都道府県においてこの制度が導入できる。

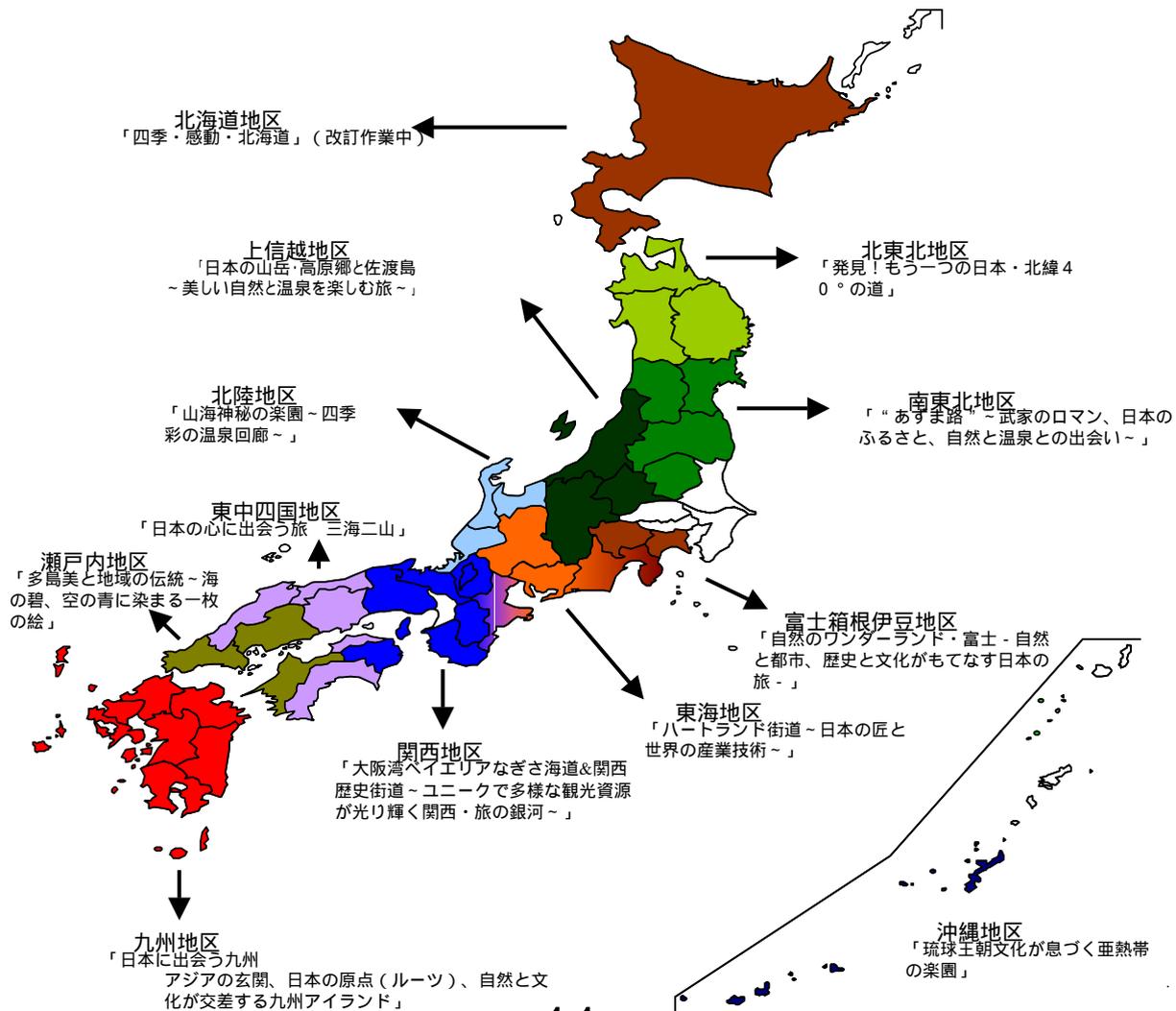
国土交通大臣の同意基準

- 一 外客来訪促進地域(「計画地域」)への外国人観光旅客の来訪が我が国に対する理解の増進に資するものであること。
- 二 宿泊拠点地区が、登録ホテル・旅館等の外国人の利用に適する宿泊施設を相当数有しており適当であること。
- 三 計画地域における観光ルートが、外国人観光旅客の旅行に適するものであること。
- 四 計画地域の海外における宣伝の適切な実施とそれによる外国人観光旅客の来訪の促進が見込まれるものであること。
- 五 地域限定通訳案内士試験を実施する場合は、次に掲げる要件に該当すること。
 - イ 当該都道府県内の計画地域で通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士が必要と認められること。
 - ロ 試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 六 その他外国人観光旅客の来訪の促進に資すると認められるものであること。

関係機関との調整

都道府県が外客来訪促進計画を作成または変更する際は、事前に関係市町村と協議しなければならない。また、必要に応じ関係する港湾管理者、道路管理者等と調整すること。

「外客来訪促進計画」の策定状況



都道府県における外客来訪促進計画の策定状況(H17.6.6現在)

| 地区名 | 構成地域 | テーマ | 目標期間・人数 | 新計画面作成予定 |
|----------|------------------------------|--|---------------|---------------------------------------|
| 北海道地区 | 北海道 | 四季・感動・北海道 | ～H19 54万人 | H17.6.6に変更同意済み |
| 北東北地区 | 青森県、岩手県、秋田県 | 発見！もう一つの日本・北緯40°の道 | ～H15 16万人 | 今年度市町村合併終了後 来年度中に新計画面検討 |
| 南東北地区 | 宮城県、山形県、福島県、栃木県 | “あずま路” ～武家のロマン、日本のふるさと、自然と温泉との出会い | ～H17 56万人 | 市町村合併があるため 定。ルネッサンスの関係 市町村から要望有 |
| 上信越地区 | 群馬県、新潟県、長野県 | 日本の山岳・高原郷と佐渡島 ～美しい自然と温泉を楽しむ旅～ | ～H19 33万人 | 今年度新計画面検討 |
| 北陸地区 | 富山県、石川県、福井県 | 山海神秘の楽園 ～四季彩の温泉回廊～ | ～H17 9万人 | 計画見直しの予定なし |
| 富士箱根伊豆地区 | 神奈川県、静岡県、山梨県 | 自然のワンダーランド・富士 - 自然と都市、歴史と文化がもてなす日本の旅 - | ～H17 90万人 | 今年度中に新計画面検討 |
| 東海地区 | 愛知県、岐阜県、静岡県、三重県 | ハートランド街道 ～日本の匠と世界の産業技術～ | ～H17 100万人 | 地域限定通訳案内士の部分のみ作成検討 |
| 関西地区 | 三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県 | 大阪湾ベイエリアなぎさ海道 & 関西歴史街道 ～ユニークで多様な観光資源が光り輝く関西・旅の銀河～ | ～H17 220万人 | 計画見直しの予定なし |
| 瀬戸内地区 | 広島県、山口県、愛媛県 | 多島美と地域の伝統 ～海の碧、空の青に染まる一枚の絵～ | 未設定 | 今年度中に新計画面検討 |
| 東中四国地区 | 鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県 | 日本の心に出会う旅 三海二山 | ～H17 未設定 | 計画見直しの予定なし |
| 九州地区 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 | 日本に出会う九州 アジアの玄関、日本の原点(ルーツ)、 自然と文化が交差する九州アイランド | ～H17 234万人 | 今年度見直し予定 |
| 沖縄地区 | 沖縄県 | 琉球王朝文化が息づく亜熱帯の楽園 | 時期未設定 35万人 | 今年度中に新計画面検討 |

地域観光振興計画（市区町村が作成）

1. 趣旨

地域における観光振興を成功させるためには、地域の官と民が一丸となって取り組む明確な観光戦略のコンセプトを有していることが不可欠である。

このため、今回の改正後の「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」(外客誘致法)において、外国人観光旅客の誘致を中心とした市町村レベルないしそれ以下の広さの地域(振興地域)における官民の観光振興への基本的な取組みについて、市町村が「地域観光振興計画」を作成し、地域の観光振興の統一戦略の明確化を図ることができることとしたものである。

この計画に盛り込まれた観光振興事業で民間が実施するもののうち特に優れたものについては、国による補助事業(観光ルネサンス補助制度)の対象とするものである。

2. 外客来訪促進地域に指定された市区町村が作成

外客来訪促進計画において「外客来訪促進地域」に指定された市区町村は、国土交通大臣の定める基本方針に基づき、外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する計画(「地域観光振興計画」)を定めることができる。

従って、外客来訪促進地域に指定されていない市町村が地域観光振興計画を作成するためには、外客来訪促進計画の変更を関係都道府県に求めなければならない。

3. 民間の行う「地域観光振興事業」

この計画において定める、「地域観光振興事業に関する基本的な事項」は、当該観光地において民間により実施することが求められる事業の内容(施設整備、イベント、人材育成など)を明らかにするものである。市町村の計画において「地域観光振興事業」として位置づけることのできない事業については、観光ルネサンス事業の補助対象にならない。

4. 計画作成手続

(1) 作成

市町村は、国土交通大臣が外客誘致法に基づき定める「基本方針」に基づき、単独で又は複数の市町村が共同して、「地域観光振興計画」を定めることができる。なお、計画作成にあたり地方議会の議決は要しない。

(2) 都道府県との協議等

市町村は、上記の「地域観光振興計画」を定めるときは、事前に関係都道府県に協議しなければならない。都道府県をまたがる複数の市町村が作成する計画については、計画のうち各都道府県に関係する部分についてそれぞれ協議することで足りる。なお、計画策定にあたっては、地域の観光産業関係者の意見を十分踏まえるとともに、必要に応じ鉄道・バスなどの公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者その他の交通関係者、さらには自然保護事務所その他の自然公園担当部門等とも十分調整するとともに、港湾に関係する場合には、港湾計画を策定する港湾管理者と調整を行うこと。

(3) 計画の公表・国土交通省への送付

市町村は、上記の「地域観光振興計画」を定めたときは、遅滞なくその写しを国土交通省地方運輸局の観光担当部門窓口宛てに送付しなければならない。

地域観光振興計画に記載すべき内容

下記内容のうち【イメージ】部分の詳細については、平成17年夏頃の制度施行までに正式に策定する予定

1. 地域観光振興計画の区域(「振興地域」)

【イメージ】その市区町村の域内で、観光の振興を図ることが必要な地域を指定。振興地域の範囲は、市町村の裁量で決めることとするが、具体的な記述としては、住所による記述(例:秋葉原電器街の区域指定の記述として「千代田区外神田1～6丁目」とするなど)のほか、実質上当該区域がほぼ確定できるのであれば、地図の添付など、その他の記述でもよいこととする(例: 温泉地区)。なお、当該市町村の区域を分割して定めることも可能。

2. 振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する基本的な方針

【イメージ】(1)その市区町村における外国人観光旅客の来訪促進の意義
国際交流の増進、地域経済の活性化など

- (2)その市区町村における国際観光の振興に係る施策の方向性(強みを生かす戦略の明示)
- 「核となる観光資源」の明確化
 - 当該観光地の将来ビジョンと観光資源の活用コンセプト(戦略)
 - 想定する観光の形態(日帰り、日間滞在、・・・)

3. 振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興の目標

【イメージ】(1)その地域の外国人観光旅客に関する実態把握
(2)5年先程度(2010年)及び10年先程度の将来の観光振興の目標
来訪者数、宿泊者数、来訪外国人の満足度調査など、様々な指標を弾力的に使用する。

4. 振興地域における地域観光振興事業に関する基本的な事項

【イメージ】民間が当該地域の観光の魅力の増進に直接つながる以下のような各種事業を行う際の基本的事項について定める。
展示館や体験施設の整備、古民家を活用した観光施設の整備、観光案内所・公衆トイレ・標識などの整備、宿泊施設の整備、イベントの開催、バス運行・遊覧船運航、ホームページの開設、関係施設従業員の研修、外国語マップやメニューの作成等

5. その他振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する事項

【イメージ】案内表示、街並み整備、修景、観光資源保護、交通アクセス整備、病院における外国人対応、観光カリスマの活動支援等

外客来訪促進地域に指定されている市町村(H17.6.6現在)

国際観光テーマ地区参加市町村一覧

| テーマ地区名 | 都道府県名 | 市 | | | | 町 | | | | | | 村 | | | | |
|-------------------------------|---------------------|-------------|------------|------------|------|-------|---------------|-------------|------------|------|-------|-------|-----------------|------------|----------------|------|
| 北海道地区 (34市150町23村) | 北海道 (34市150町23村) | 全 市 町 村 | | | | | | | | | | | | | | |
| 北東北地区 (23市29町12村) | 青森県 (8市9町6村) | 青森市 十和田市 | 弘前市 三沢市 | 八戸市 むつ市 | 黒石市 | 五所川原市 | 鯉ヶ沢町 十和田湖町 | 深浦町 六戸町 | 岩木町 大畑町 | 大鰐町 | 平賀町 | 金木町 | 三厩村 小泊村 | 岩崎村 佐井村 | 西目屋村 | 市浦村 |
| | 岩手県 (10市8町4村) | 盛岡市 | 宮古市 | 水沢市 | 花巻市 | 久慈市 | 雫石町 | 西根町 | 大迫町 | 石鳥谷町 | 平泉町 | 田老町 | 滝沢村 | 松尾村 | 玉山村 | 田野畑村 |
| | 遠野市 | 一関市 | 釜石市 | 江刺市 | 北上市 | 雫石町 | 安代町 | | | | | | | | | |
| | 秋田県 (6市12町2村) | 秋田市 | 横手市 | 大館市 | 男鹿市 | 大曲市 | 小坂町 | 鷹巣町 | 比内町 | 森吉町 | 阿仁町 | 合川町 | 大湯村 | 西木村 | | |
| | 鹿角市 | | | | | | 二ツ井町 | 藤里町 | 雄和町 | 中仙町 | 田沢湖町 | | | | | |
| 南東北地区 (18市21町4村) | 宮城県 (4市5町) | 仙台市 | 塩竈市 | 白石市 | 多賀城市 | | 蔵王町 | 松島町 | 七ヶ浜町 | 利府町 | 鳴瀬町 | | | | | |
| | 山形県 (8市4町1村) | 山形市 | 米沢市 | 鶴岡市 | 酒田市 | 寒河江市 | 西川町 | 高島町 | 羽黒町 | 榊引町 | | | 朝日村 | | | |
| | 福島県 (2市7町2村) | 会津若松市 | 喜多方市 | | | | 塩川町 | 磐梯町 | 猪苗代町 | 河東町 | 会津高田町 | 会津本郷町 | 北塩原村 | 湯川村 | | |
| | 栃木県 (4市5町1村) | 宇都宮市 | 日光市 | 今市市 | 黒磯市 | | 益子町 | 茂木町 | 藤原町 | 那須町 | 塩原町 | | 栗山村 | | | |
| 上信越地区 (29市40町35村) | 群馬県 (6市8町13村) | 前橋市 | 高崎市 | 桐生市 | 沼田市 | 渋川市 | 伊香保町 月夜野町 | 下仁田町 水上町 | 中之条町 | 吾妻町 | 長野原町 | 草津町 | 富士見村 (勢多郡)東村 | 宮城村 | 新里村 (吾妻郡)東村 | |
| | 新潟県 (14市24町11村) | 新潟市 | 長岡市 | 上越市 | 三条市 | 柏崎市 | 水原町 | 豊浦町 | 西川町 | 横越町 | 分水町 | 与板町 | 岩室村 | 弥彦村 | 味方村 | 三川村 |
| | 新発田市 | 小千谷市 | 十日町市 | 三条市 | 村上市 | 燕市 | 津川町 | 鹿瀬町 | 湯沢町 | 出雲崎町 | 寺泊町 | 松之山町 | 和島村 | 湯之谷村 | 入広瀬村 | 新穂村 |
| | 新井市 | 両津市 | 白根市 | 豊栄市 | | | 塩沢町 | 六日町 | 妙高高原町 | 松代町 | 高柳町 | 佐和田町 | 赤泊村 | 黒川村 | 妙高村 | |
| | 長野県 (9市8町11村) | 長野市 | 松本市 | 上田市 | 諏訪市 | 駒ヶ根市 | 軽井沢町 戸倉町 | 立科町 山ノ内町 | 波田町 | 豊科町 | 穂高町 | 上山田町 | 奈川村 | 安曇村 | 梓川村 | 三郷村 |
| | 小諸市 | 茅野市 | 大町市 | 佐久市 | | | | | | | | | 堀金村 | 白馬村 | 小谷村 | 高山村 |
| | | | | | | | | | | | | | 牟礼村 | 戸隠村 | 野沢温泉村 | |
| 富士箱根伊豆地区 (16市19町8村) | 神奈川県 (4市2町) | 横浜市 | 鎌倉市 | 藤沢市 | | | 箱根町 | 湯河原町 | | | | | | | | |
| | 小田原市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 山梨県 (3市6町6村) | 甲府市 | 富士吉田市 | 都留市 | | | 石和町 | 御坂町 | 一宮町 | 八代町 | 西桂町 | 河口湖村 | 上九一色村 | 忍野村 | 山中湖村 | 勝山村 |
| | 静岡県 (9市11町2村) | 沼津市 | 熱海市 | 三島市 | 富士宮市 | 伊東市 | 東伊豆町 | 津津町 | 南伊豆町 | 松崎町 | 西伊豆町 | 伊豆長岡町 | 賀茂村 | 戸田村 | | |
| | 富士市 | 御殿場市 | 下田市 | 裾野市 | | | 修善寺町 | 土肥町 | 藤山町 | | | | | | | |
| 東海地区 (28市21町4村) | 岐阜県 (4市3町4村) | 岐阜市 | 大垣市 | 多治見市 | 高山市 | | 八幡町 | 下呂町 | 古川町 | | | | 丹生川村 | 白川村 | 高根村 | 上宝村 |
| | 静岡県 (9市5町) | 清水市 | 静岡市 | 焼津市 | 藤枝市 | 島田市 | 金谷町 | 相良町 | 豊田町 | 舞阪町 | 新居町 | | | | | |
| | 掛川市 | 袋井市 | 磐田市 | 浜松市 | | | | | | | | | | | | |
| | 愛知県 (9市3町) | 名古屋市 | 豊橋市 | 岡崎市 | 瀬戸市 | 半田市 | 長久手町 | 南知多町 | 足助町 | | | | | | | |
| | 豊田市 | 瀬都市 | 犬山市 | 常滑市 | | | | | | | | | | | | |
| | 三重県 (6市10町) | 四日市市 | 鈴鹿市 | 久居市 | 松阪市 | 伊勢市 | 長島町 | 菟野町 | 二見町 | 浜島町 | 大王町 | 志摩町 | | | | |
| | 鳥羽市 | | | | | | 阿児町 | 磯部町 | 南勢町 | 南島町 | | | | | | |
| 北陸地区 (21市31町13村) | 富山県 (6市9町3村) | 富山市 | 高岡市 | 魚津市 | 水見市 | 滑川市 | 大山町 | 庄川町 | 立山町 | 宇奈月町 | 八尾町 | 城端町 | 平村 | 上平村 | 利賀村 | |
| | 砺波市 | | | | | | 山中町 | 井波町 | 福野町 | | | | | | | |
| | 石川県 (8市15町6村) | 金沢市 | 七尾市 | 小松市 | 輪島市 | 珠洲市 | 山中町 | 寺井町 | 美川町 | 鶴来町 | 野々市町 | 宇ノ気町 | 河内村 | 吉野谷村 | 鳥越村 | 尾口村 |
| | 加賀市 | 羽咋市 | 松任市 | | | | 富来町 | 志雄町 | 押水町 | 中島町 | 能登島町 | 穴水町 | 白峰村 | 柳田村 | | |
| | | | | | | | 門前町 | 能都町 | 内浦町 | | | | | | | |
| | 福井県 (7市7町4村) | 福井市 | 敦賀市 | 武生市 | 小浜市 | 大野市 | 永平寺町 上中町 | 三国町 | 芦原町 | 丸岡町 | 今立町 | 越前町 | 和泉村 | 河野村 | 宮崎村 | 越前村 |
| | 勝江市 | | | | | | | | | | | | | | | |

| テーマ地区名 | 都道府県名 | 市 | | | | 町 | | | | | 村 | | | |
|--------------------------|------------------------|------------|------|------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|------|------|-----|
| 関西地区 (41市66町 7村) | 三重県 (4市6町1村) | 上野市 | 名張市 | 尾鷲市 | 熊野市 | 飯高町 | 紀伊長島町 | 海山町 | 御浜町 | 紀宝町 | 紀和町 | 鶴殿町 | | |
| | 滋賀県 (6市12町1村) | 大津市 | 彦根市 | 長浜市 | 近江八幡市 | 八日市市 | 栗東町 | 水口町 | 甲賀町 | 甲南町 | 信楽町 | 安土町 | 朽木村 | |
| | 京都府 (9市6町) | 京都市 | 宇治市 | 八幡市 | 京田辺市 | 亀岡市 | 木津町 | 精華町 | 大山崎町 | 美山町 | 園部町 | 大江町 | | |
| | 兵庫県 (11市23町) | 神戸市 | 尼崎市 | 伊丹市 | 宝塚市 | 西宮市 | 夢前町 | 新宮町 | 上郡町 | 三日月町 | 淡路町 | 北淡町 | | |
| | 奈良県 (6市5町1村) | 奈良市 | 大和郡市 | 天理市 | 橿原市 | 桜井市 | 生駒町 | 新宮町 | 上郡町 | 三日月町 | 淡路町 | 北淡町 | 明日香村 | |
| 瀬戸内地区 (20市25町) | 和歌山県 (3市11町2村) | 和歌山市 | 田辺市 | 新宮市 | | 高野町 | 白浜町 | 中辺路町 | 上富田町 | 日置川町 | すさみ町 | 龍神村 | 大塔村 | |
| | 徳島県 (2市3町2村) | 徳島市 | 鳴門市 | | | 脇町 | 池田町 | 山城町 | 熊野川町 | 本宮町 | | 西祖谷村 | 東祖谷村 | |
| | 広島県 (9市13町) | 広島市 | 呉市 | 竹原市 | 三原市 | 尾道市 | 江田島町 | 大野町 | 湯来町 | 宮島町 | 本郷町 | 瀬戸田町 | | |
| 東中四国地区 (16市33町 1村) | 山口県 (8市2町) | 下関市 | 宇部市 | 山口市 | 萩市 | | | | | | | | | |
| | 愛媛県 (3市10町) | 松山市 | 今治市 | 北条市 | | | | | | | | | | |
| | 鳥取県 (2市4町) | 米子市 | 境港市 | | | | | | | | | | | |
| | 島根県 (4市11町1村) | 松江市 | 出雲市 | 安来市 | 平田市 | | | | | | | | | |
| | 岡山県 (3市3町) | 岡山市 | 倉敷市 | 津山市 | | | | | | | | | | |
| 九州地区 (43市40町 3村) | 福岡県 (6市2町) | 福岡市 | 北九州市 | 久留米市 | 柳川市 | 筑紫野市 | 杷木町 | 浮羽町 | | | | | | |
| | 佐賀県 (6市8町1村) | 佐賀市 | 唐津市 | 伊万里市 | 武雄市 | 鹿島市 | 神埼町 | 三田川町 | 呼子町 | 鎮西町 | 有田町 | 西有田町 | 東脊振村 | |
| | 長崎県 (4市2町) | 長崎市 | 佐世保市 | 島原市 | 平戸市 | | | 山内町 | 嬉野町 | 厳原町 | | | | |
| | 熊本県 (8市6町1村) | 熊本市 | 荒尾市 | 玉名市 | 山鹿市 | 菊池市 | | | | | | | | |
| 沖縄地区 (10市16町 27村) | 大分県 (9市9町) | 大分市 | 別府市 | 中津市 | 日田市 | 佐伯市 | 日出町 | 野津原町 | 湯布院町 | 久住町 | 直入町 | 九重町 | | |
| | 宮崎県 (6市4町1村) | 宮崎市 | 延岡市 | 日南市 | 串間市 | 西都市 | 北郷町 | 綾町 | 南郷町 | 高千穂町 | | 南郷村 | | |
| | 鹿児島県 (4市9町) | 鹿児島市 | 指宿市 | 国分市 | 西之表市 | | | 桜島町 | 知覧町 | 牧園町 | 東市来町 | 霧島町 | 中種子町 | |
| | 沖縄県 (10市16町 27村) | 名護市 | 石川市 | 具志川市 | 沖縄市 | 宜野湾市 | 石垣市 | 本部町 | 金武町 | 与那城町 | 勝連町 | 嘉手納町 | 北谷町 | 国頭村 |
| 合 計 | 300 市 | | | | | 491 町 | | | | | 137 村 | | | |
| | 合計 | 928 自治体が参加 | | | | | | | | | | | | |

市町村合併が行われた自治体については、都道府県における外客来訪促進計画が変更されるまでは、指定された旧市町村を含む合併後の市町村を指定されているものとして運用する(税関係を除く)。

おおまかな「事業構想」の作成（地域観光振興事業構想：民間が作成）

1. 趣旨

観光地の振興は、地元の観光振興に取り組むまちづくり団体をはじめ、観光施設関係者、旅館・ホテル事業者、交通、飲食、土産物販売その他の中小小売商業者、さらには地域住民など、多数の民間事業者等が関係する。

これらの様々な主体を総合的に調整する、プロモーター的・コーディネーター的な役割を担い、あるいは自ら地域観光振興事業を行う民間の組織を、市区町村が認定し、地域の観光振興の核となって市町村と連携しながら活動することを期待するものである。

2. 作成の主体と、市区町村からの認定

以下に掲げる民間組織は、市区町村の地域観光振興計画に位置づけられた地域観光振興事業に関する総合的かつ基本的な構想を作成し、その構想が適当であることについて市区町村の認定を受けることができる。

事業構想について市区町村から認定を受けた法人を、ATA（エリア・ツーリズム・エージェンシー）と呼ぶこととする。

なお、構想作成にあたっては、必要に応じ地元の観光産業関係者や公共交通事業者、道路管理者などの事業関係者と調整すること。

民法第34条に基づく公益法人（社団法人、財団法人）

NPO法に基づくNPO法人

その他の民間組織で、国土交通省令で定める者（第3セクター等）

3. 地域観光振興事業構想の記載事項

事業構想には、以下の事項を盛り込むこととなっている。

振興地域における地域観光振興事業の概要

（構想推進事業者名、実施場所、観光振興の基本方針、実施予定事業の項目など）

地域観光振興事業を実施することにより期待される効果

具体的な「事業計画」の作成（地域観光振興事業計画：民間が作成）

1. 作成の主体と、国（国土交通大臣）の認定

「地域観光振興事業構想」の認定を市町村から受けた民間組織（ATA）は、地域観光振興事業の実施に関する具体的な事業計画（地域観光振興事業計画）を、単独で又は他の者と共同で作成し、国（国土交通大臣）の認定を受けることができる。

ここでいう共同事業者とは、たとえば遊覧船事業者、バス事業者のほか、個別のホテル・旅館、土産物店などの小売店、飲食店など、地域の観光振興に関わる事業者を広く想定している。

2. 事業計画の記載事項

「地域観光振興事業計画」は、事業構想に記載された地域観光振興事業を実施するための計画であり、以下の事項を盛り込むこととなっている。

地域観光振興事業の目標及び内容

地域観光振興事業の実施時期

地域観光振興事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

3. 計画認定手続

(1) 作成

民間組織は、地域観光振興事業計画について国土交通大臣の認定を受けようとするときは、申請書その他の必要書類を、市町村の観光関係部署を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。なお、事業計画作成にあたっては、必要に応じ地元の観光産業関係者や公共交通事業者、道路管理者などの事業関係者と調整すること。

(2) 国土交通大臣による認定

国土交通大臣は、上記事業計画が国の定める基本方針の内容に照らし適当であること、事業が確実に実施される見込みがあることなどについて審査し、適合している場合は認定するものとする。

3. 支援措置

国の認定を受けた「地域観光振興事業計画」に基づく事業については、以下の支援措置を講ずることとしている。

補助金の交付

観光ルネサンス補助金の交付(国の認定を受けた事業計画のうち、特に優れたものを観光ルネサンス事業検討会の推薦により国が決定する。)

道路運送法の特例

バス事業に関する届出等の手続きの一部簡素化。

海上運送法の特例

小規模な遊覧船事業に関する届出等の手続きの一部簡素化。

地方財政法の特例

総務省令で定める公共的施設(案内所ほか)を整備する3セク(市町村の出資比率が1/2を超えるものに限る)に対し市町

村が助成する際の財源については、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債の発行による調達を認める。

民間の取り組む地域観光振興事業の事業メニュー例

外国人観光旅客の来訪の促進に資する事業であって、次のような事業項目に該当するものを想定している。
(事業内容欄は、例示である。)

| 事業項目 | 事業内容(例) |
|--------|--|
| イベント開催 | 御神輿、雪祭り、花火大会、けんか祭りなど、外国人誘致にも資する地域の固有のイベントにおける外国人対応関連事業 (外国語を日本語と併記したパンフレット・マップの作成配布、ミニバンなどを改造した臨時の移動案内所のリース、通訳ガイド関係(当日の配置、無線イヤホンの購入等)) |
| 交通関係 | 1. バス・遊覧船運行(貸切バスの借り上げによる無償運行、ATAが購入したバス車両の事業者への貸し付け、運行に係る経費補填契約) 2. 各種案内表示の改善事業(関係者による調整委員会の開催、バスターミナルへの総合交通案内看板の設置、外国語シール等の作成配布) |
| PR関係 | 1. インターネットを活用した多言語情報発信等 2. PRビデオ、パンフレット、ポスター等の作成配布 |
| 接遇向上関係 | 1. 関係事業者従業員を対象とした研修(接遇研修、語学研修等) 2. 通訳ガイド関係事業(紹介窓口の開設、無線イヤホンなどガイド用機器の整備等) 3. ヘルプフォンの開設・利用 4. 外国語のパンフレット等の作成配布(観光案内パンフ、散策マップ、レストランメニュー、各種施設の利用案内パンフ類) 5. 設備機器の改善(外国語放送機器等の整備・運用) |

| 事業項目 | 事業内容(例) |
|---------|--|
| 施設整備・運営 | <p>以下の施設であって、外国人観光旅客の誘致にも資すると考えられるものに関する整備、買い取り、修繕、移築、保存、維持運営事業またはこれらに付帯する事業(例:保存事業の協賛者募集)。なお、土地購入費は対象外。</p> <p>(1)教養文化施設(民族博物館、美術館、陶芸館、資料館、水族館等の整備・運営)</p> <p>(2)体験施設(蕎麦打ち体験館、彫刻体験施設、湯もみ体験施設等の整備・運営)</p> <p>(3)案内施設(外国人対応可能な観光案内所の整備・運営)</p> <p>(4)休養施設(足湯、公衆トイレ、ポケットパーク等の整備・運営)</p> <p>(5)交通施設(外国人をターゲットにしたバス、遊覧船などの事業の用に供する施設等の整備・運営)</p> <p>(6)販売施設(地元特産品の販売施設等の整備・運営)</p> <p>(7)その他施設</p> <p>(8)上記施設の付帯施設・設備(古民家の外壁や塀その他の修景設備等の整備・管理)</p> |
| 案内標識 | 外国語表記も入った案内標識の整備・運営 |
| その他事業関係 | <p>1. 観光産業の構造改革事業(泊食分離地域ブランド商品の開発等)</p> <p>2. 観光商品の企画開発・商品化事業(周遊バス、体験型メニューの開発、地産地消推進、グリーンツーリズム推進等)</p> <p>3. 人材育成事業(講師招聘、視察会・研究会実施、資料購入等)</p> <p>4. コーディネーターの配置(地域の観光事業関係者からのコンサルティング相談に応じるコーディネーターの配置、フィルムコミッション活動等)</p> <p>5. 両替窓口の整備</p> <p>6. 医療機関(医療機関における外国語対応マニュアル整備、ヘルプフォンの開設や利用)</p> |

観光ルネサンス補助制度(地域観光振興事業費補助金)の概要

目的

外国人観光旅客の来訪を促進するため、地域で観光振興に取り組む民間組織(公益法人、NPO法人、第三セクター等)の事業に要する経費の一部を国が補助することにより、アイデアとやる気に満ちた民間による、国際競争力のある観光地づくりを促進することを目的とする。

補助対象事業

補助対象となる事業は、外客誘致法に基づき、市町村の認定を受けた民間組織(ATA:エリア・ツーリズム・イニシアティブ)が自ら事業主体として実施する以下のような事業(外客誘致法に定める「地域観光振興事業」)で、国土交通大臣の認定を受けたもののうち、特に優れたものとして国土交通省で補助採択した事業である。

教養文化施設・休憩施設・体験施設・観光案内所・案内標識その他の施設の整備・運営に関する事業
お祭り、各種イベント等の催しに関する外客対応事業
外国人をターゲットにしたバス事業、遊覧船事業等の運送事業
海外向けの宣伝に関する事業
外国人の接遇の向上に関する事業(研修など)
その他(地域ブランド商品の開発、外貨両替所の開設など)

補助率等

補助対象経費の40%を上限とする。

【注】

- (1) 国の予算状況や他の事業との調整などにより、補助率が40%を下回る場合がある。
- (2) 事業収入がある場合は、その額を補助対象経費から控除する。
- (3) 事業費のうち、ルネサンス補助金以外の経費をまかなう資金については、民間組織の自己資金、自治体からの補助、民間からの協賛金等、その財源は問わない。現物提供分を金額換算して算入することも原則として可能。
ただし、他の国の補助金との重複受給は不可。
- (4) 補助採択前に着手していた既存事業とは別の新規事業として位置づけることが必要。

事業規模・補助期間

1. 補助対象事業の総事業費は、単年度あたりおおむね2,500万円以上

原則として、交付される補助金額が、単年度あたりおおむね1,000万円以上であることが必要であり、補助率は最大40%なので、単年度あたりの補助対象事業の事業費総額が、おおむね2,500万円以上であることが必要。現物提供分を金額換算して事業費総額に算入することも原則として可。

複数の補助対象事業を実施する場合（例：標識設置、人材育成、パンフレット作成の3事業を実施する場合など）は、その事業費の合計額が、単年度あたりでおおむね2,500万円以上であればよい。

2. 補助期間は2カ年度

(1) 事業は単年度でも複数年度でも可。

(2) 複数年度にまたがる場合は、補助対象となるのは、平成17年度新規採択案件については採択月も含めて24ヶ月目の月末まで、

平成18年度以降に新規採択された案件については、採択年度とその翌年度の2カ年度分が補助対象となる。

交付の対象法人

1. 法人格

当該民間組織が、以下の法人格のいずれかを有することが必要である。

社団法人又は財団法人

NPO法に基づくNPO法人

その他国土交通省令で定める者（第3セクター等）

2. 推進体制等

この場合、当該法人は例えば以下のような事項を満たすことが必要である。

当該法人において事業の実施体制が確立されていること。

当該法人において本件事業に相当期間継続して従事する者がいること。

地域の関係者の協力ないし理解が得られる見込みがあること。

当該事業が適正な手続のもとに公正中立に実施されるものであること。

採択予定件数

17年度は、1件当たり1,000万円から2,000万円程度として、全国で10～15件程度採択の予定（国の17年度補助予定額；約1.5億円）

補助金の交付審査

1. 国土交通省の認定

補助金の交付を受けるには、民間組織が行おうとする事業の具体的な計画（事業計画）が適切であること等について、国が設置する観光ルネサンス事業検討会での検討を経て、国土交通大臣の認定を受けることが必要である。

2. 国の認定基準

外国人観光旅客の数が直近の年度において年5%程度増加している地域であり、以下に例示する指標からその地域の観光地としての国際競争力の向上が見込まれるものである場合であって、かつ、当該事業が地方公共団体の行う事業との適切な役割分担のもとに行われるものに限り、補助対象とする。

- ・ビジット・ジャパンキャンペーン地方連携事業に取り組まれているなど、外国人観光旅客の誘致に地域が積極的に活動していること
- ・国内交流人口の増加事業など、その他の観光振興策にも観光地として積極的に取り組んでいること
- ・広域的な連携や農業・水産業その他の地場産業との連携など、他地域・他産業との連携が進められていること
- ・事業実施の資金の確保が明確であるなど、計画の具体性・実行可能性が高いこと

【注】外国人観光旅客の増加率などの統計の取り方等については、所轄の地方運輸局等にご相談下さい。

補助申請の前提条件

以下の事項がともに満たされていることが、申請にあたっての前提条件である。

1. 外客誘致法に基づく2つの地域計画が定められていること

補助対象事業が実施される地域において、外客誘致法に基づく「外客来訪促進計画」（都道府県が策定）及び「地域観光振興計画」（市町村が策定）が定められていることが必要である。

2. 事業構想について市町村の認定を受けていること

民間組織が行おうとする事業の概要（事業構想）が、市町村の定める「地域観光振興計画」に照らして適切であること等について、市町村の認定を受けることが必要である。

スケジュール

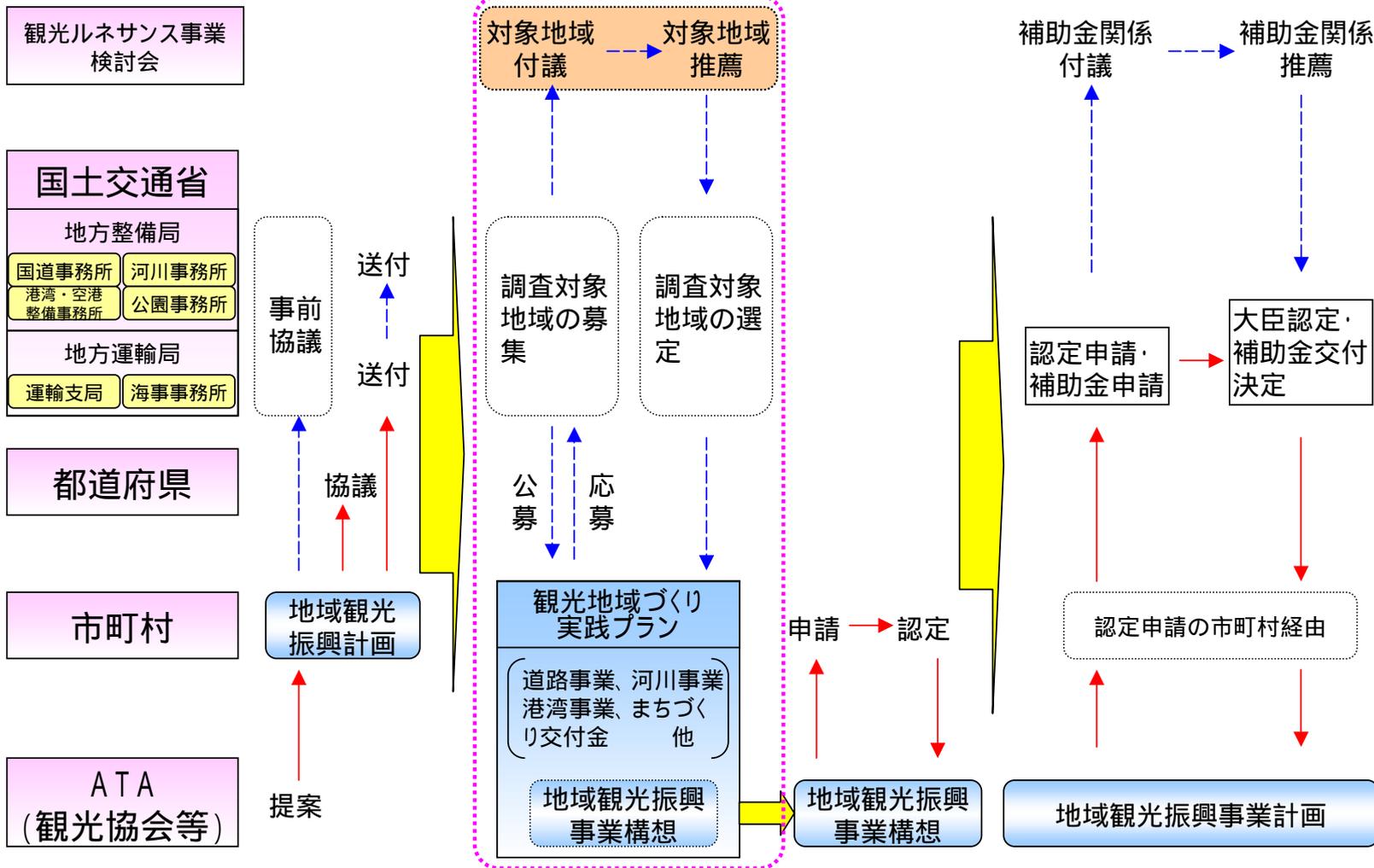
1. 17年度のスケジュール

- ・事前相談 7月末頃
- ・募集 8月～ 9月頃
- ・審査（内定） 10月頃
- ・決定 10月下旬頃

2. 18年度以降のスケジュール

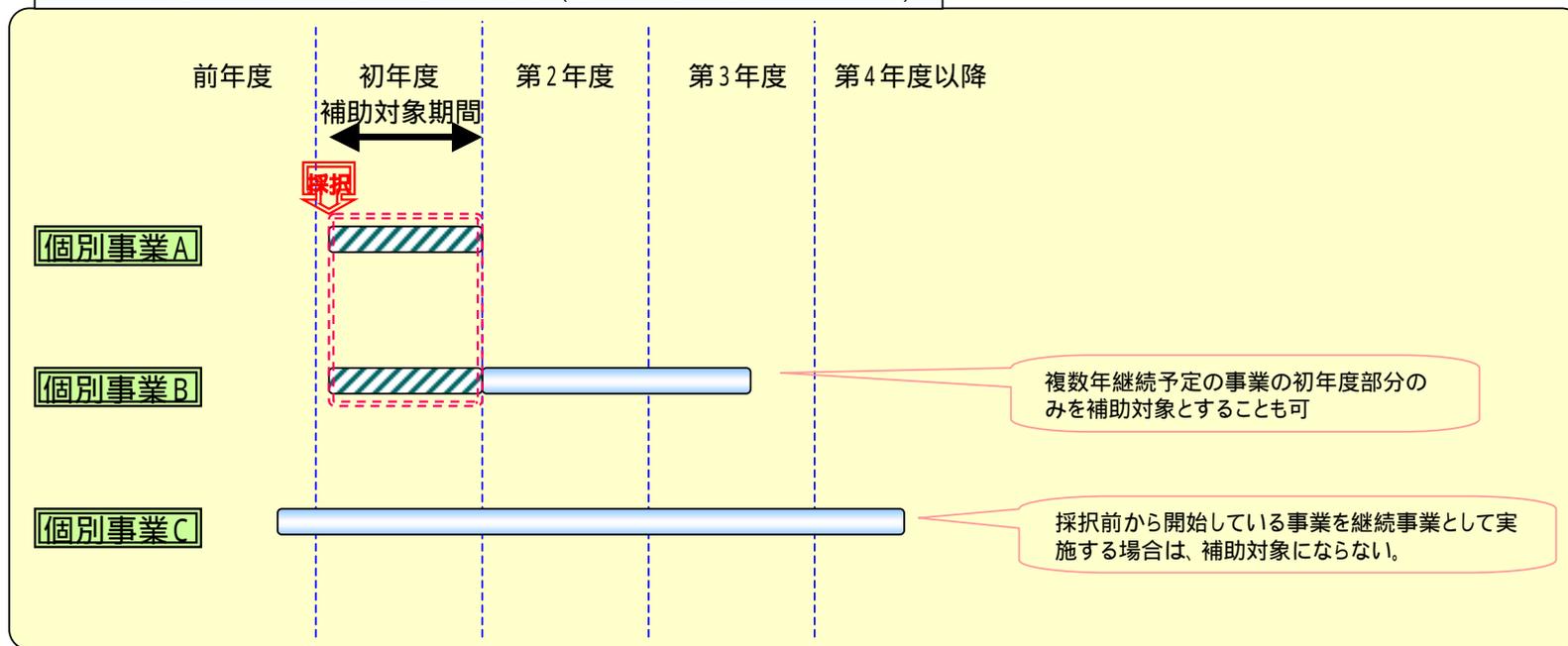
- ・事前相談 2月末頃
- ・募集 4月～ 5月
- ・審査（内定） 6月頃
- ・決定 6月頃

観光ルネサンス事業の手続きフロー (観光地域づくり実践プランを活用する場合)



単年度のみ補助を受ける場合

「×温泉 地域観光振興事業計画」(補助対象期間のイメージ)

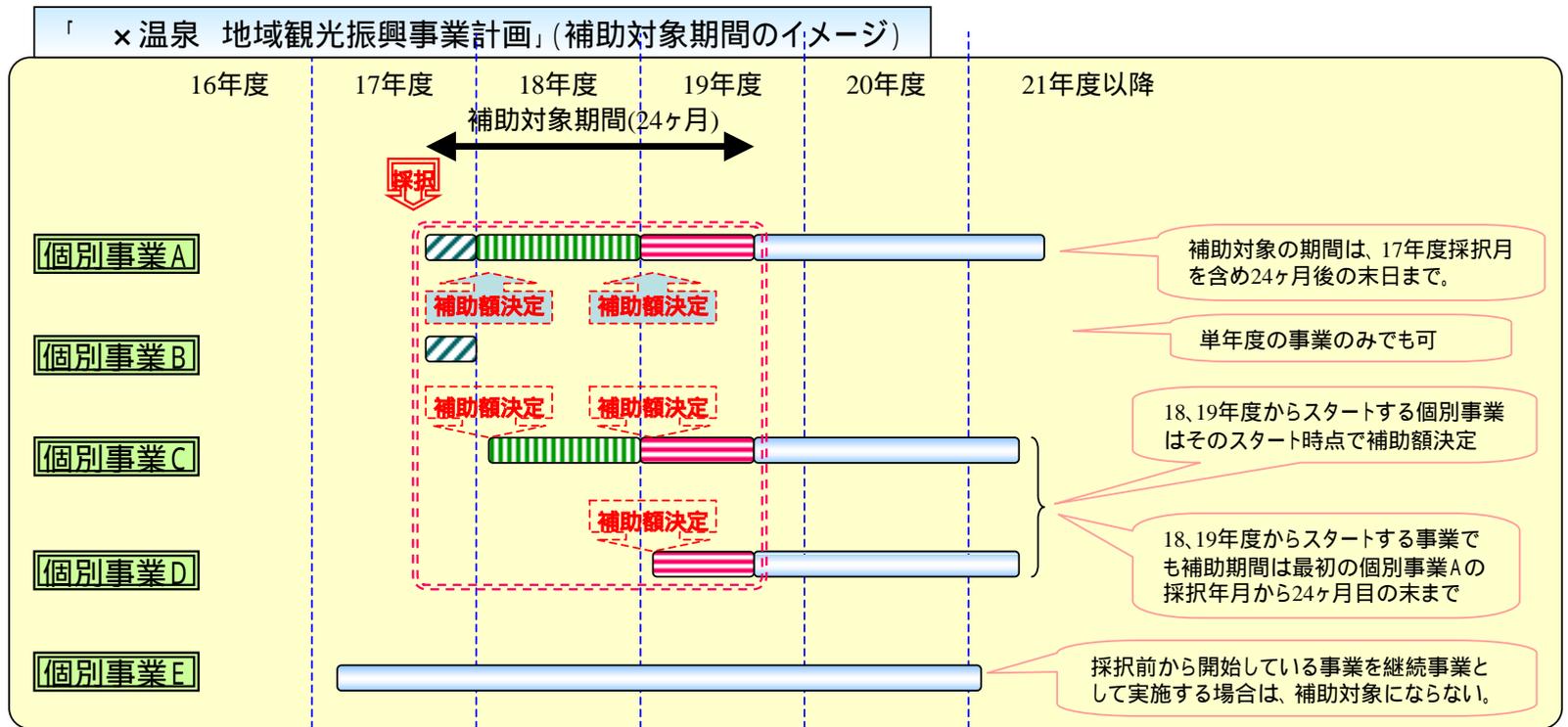


【注】 1. の事業が補助対象となる。 の事業は補助対象とならない。

2. 観光ルネサンス事業検討会にて を一括して審査(本審査)

3. 単年度の補助金が概ね1,000万円以上であることが必要。(即ち、補助率40%の場合、年間の補助対象事業の事業費合計が概ね2,500万円以上であることが必要。 の合計 > 2,500万円)

複数年度補助を受ける場合(平成17年度新規採択)



[注] 1. の事業が補助対象となる。

の事業は補助対象とならない。

2. 観光ルネサンス事業検討会にて を一括審査(本審査)

補助額決定 既採択の継続事業でも毎年の申請手続等は必要。なお、国の予算額の減少などにより、採択当初に想定していた2年目以降の補助額を変更(減少)する場合がある。

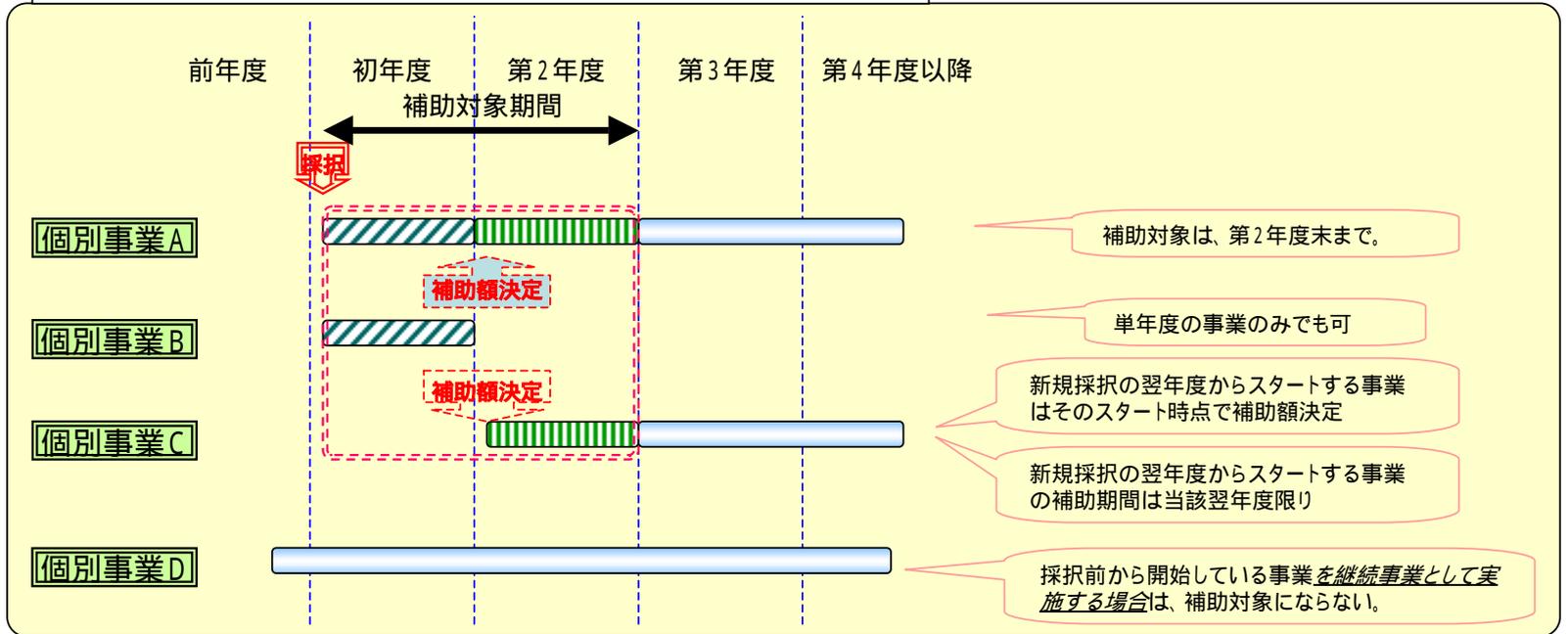
3. 各年度の補助金が概ね1,000万円以上であることが必要。(即ち、補助率40%の場合、各年の補助対象事業の事業費合計が概ね2,500万円以上であることが必要。 の合計 > 2,500万円 の合計 > 2,500万円 の合計 > 2,500万円)

4. 補助期間中に事業内容を変更する場合は、「地域観光振興事業計画」の変更手続きを踏み、改めて観光ルネサンス事業検討会の審査を受ける。

20年度以降に新たな事業が生じた場合は、「地域観光振興事業計画」の変更を前提として、再度補助申請をすることは妨げない。

複数年度補助を受ける場合(平成18年度以降に新規採択)

「×温泉 地域観光振興事業計画」(補助対象期間のイメージ)



[注] 1. の事業が補助対象となる。

の事業は補助対象とならない。

-31-

2. 観光ルネサンス事業検討会にて を 既採択の継続事業でも毎年の申請手続等が必要。なお、国の予算額の減少などにより、採択当初に想定していた2年目以降の補助額を変更(減少)する場合がある。
3. 各年度の補助金が概ね1,000万円以上であることが必要。(即ち、補助率40%の場合、各年の補助対象事業の事業費合計が概ね2,500万円以上であることが必要。 の合計 > 2,500万円 の合計 > 2,500万円)
4. 補助期間中に事業内容を変更する場合は、「地域観光振興事業計画」の変更手続きを踏み、改めて観光ルネサンス事業検討会の審査を受ける。
第3年度以降に新たな事業が生じた場合は、「地域観光振興事業計画」の変更を前提として、再度補助申請をすることは妨げない。

IAA・ツーリズム・エージェンシー（ATA）に対する税制特例の概要

対象事業者

ATAとして市町村の認定を受けた法人

かつ

民法第34条に規定する法人（財団法人・社団法人）

対象物

文化財保護法の規定に基づく文化財に指定又は登録された家屋又はその敷地

対象となる文化財

- ・ 国宝
- ・ 重要文化財
- ・ 重要有形民俗文化財
- ・ 特別史跡名勝天然記念物
- ・ 登録有形文化財
- ・ 登録有形民俗文化財
- ・ 登録記念物
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物

特例の内容

不動産取得税
2分の1控除

ご相談は国土交通省担当窓口へ

北海道運輸局 企画振興部観光振興課
〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 TEL011-290-2723

東北運輸局 企画振興部観光振興課
〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 TEL022-791-7510

関東運輸局 企画振興部観光振興課
〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 TEL045-211-7265

北陸信越運輸局 企画部観光振興課
〒950-8537 新潟市万代2-2-1 TEL025-244-6118

中部運輸局 企画振興部観光振興課
〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 TEL052-952-8009

近畿運輸局 企画振興部観光振興課
〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 TEL06-6949-6411

中国運輸局 企画振興部観光振興課
〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL082-228-8701

四国運輸局 企画振興部観光振興課
〒760-0068 高松市松島町1-17-33 TEL087-835-6357

九州運輸局 企画振興部観光振興課
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 TEL092-472-2920

沖縄総合事務局 運輸部企画室
〒900-8530 那覇市前島 2-21-7 TEL098-866-0064

なお「地域観光振興事業計画」および「観光ルネサンス補助金
交付申請書」の提出は上記運輸局等へ

北海道開発局 開発監理部開発調整課
〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 TEL011-709-2311

東北地方整備局 企画部企画課
〒980-8602 仙台市青葉区二日町 9-15 TEL022-225-2171

関東地方整備局 企画部広域計画課
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 TEL048-600-1330

北陸地方整備局 企画部広域計画課
〒951-8505 新潟市白山浦1-425-2 TEL025-266-1171

中部地方整備局 企画部広域計画課
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 TEL052-953-8129

近畿地方整備局 企画部広域計画課
〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 TEL06-6942-1141

中国地方整備局 企画部広域計画課
〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL082-511-6120

四国地方整備局 企画部広域計画課
〒760-8554 高松市福岡町4-26-32 TEL087-851-8061

九州地方整備局 企画部企画課
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 TEL092-471-6331

沖縄総合事務局 開発建設部建設行政課
〒900-8530 那覇市前島 2-21-7 TEL098-866-0090